

～ 備前市ごみ出し支援 ～

家庭から出されるごみを集積場まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、決まった曜日に玄関前などから戸別収集を行います。

対象となる世帯

備前市内の在宅で生活をしている要介護認定者や障がい者のみの世帯で、燃えるごみや資源ごみを自らごみ集積場まで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯

要介護認定者

要介護 3～5

※介護認定審査会で要介護認定を受けている方

身体障がい者

肢体不自由 1・2級

視覚障がい 1・2級

※身体障害者手帳の交付を受けている方

対象とならない世帯

- ・同居人や近所の方で、ごみ出しを手伝ってくれる方が身近にいるとき
- ・外出のため収集時間に間に合わない、ごみ集積場までの距離が遠いなど自己都合のとき
- ・在宅ではない場合（老人ホームなどに入居しているとき）
- ・集合住宅などでごみ収集ボックスを設置できる場所の同意が得られないとき

お問い合わせ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市役所 市民生活部 環境課衛生係

電話 0869-64-1821

FAX 0869-64-1847

申請の手続のながれ

① 申請

申請窓口：本庁2階 市民生活部 環境課

介護保険被保険者証、または身体障害者手帳の写しを添付してください。

- ・本人からの依頼がある場合、本人に成年後見人が選任されている場合は代理の方が申請することもできます。(※1)
(親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員等)
- ※1 申請者が申請書を親族等へ渡し、届出者は受け取った書類をただちに市へ提出
- ・集合住宅から収集となるときは、集合住宅の管理人とごみ収集ボックスの設置場所を協議し了解を得てください。

② 事前調査(訪問)

- ・職員が、ご自宅を訪問し、ごみ出しの状況についてお話をききます。
- ・代理の方が申請されたときは、代理の方も同席してください。
- ・収集する曜日、ごみの出し方、ポリバケツの置場を決めます。

③ 利用決定通知

- ・ごみ出し支援利用の可否をお知らせします。

④ 収集開始

ごみの出し方

① 用意するもの

・フタ付きポリバケツ 1つ

必ずフタができるものにしてください。色、容量、外形は収集世帯のごみの量を考えて決めてください。猫、カラスなどにごみを散らかされない、屋外に置いて風雨に耐えられるものを選んでください。

※資源ごみ用にもう一つフタ付きポリバケツを用意してもかまいません。



まちがえてごみ以外を持ち帰らないように印を付けます。

② ごみの分別

燃えるごみ	指定ごみ袋に入れる ⇒ フタ付きポリバケツ	
小型混合物	指定ごみ袋に入れる	
資源ごみ	びん類	無色・茶色びん その他の色びん その他
	プラスチック類	ペットボトル 白トレイ 発泡スチロール 廃プラスチック
	金属	スチール・アルミ缶 その他金属
	紙類	新聞紙、雑誌 段ボール、紙パック ざつ紙
	布類	45ℓまでの透明(半透明)の袋に入れる
	その他資源	蛍光管 廃乾電池
		びん類、プラスチック類、金属ごとにまとめて45ℓまでの透明(半透明)の袋に入れる 種類別にひもで十字にしぼる 
		
		匂いが移らないようにポリバケツの横か下に置いてください。
		紙類、布類は雨に濡れないように置いてください!

③収集しないごみ

- ・ごみの出し方の「②ごみの分別」どおりに分別がなされていないごみ
- ・粗大ごみ：従前どおり粗大ごみ受付専用電話(Tel. 62-9530)に申込をして戸別回収になります。
- ・埋立ごみ：焼却灰、ブロック、レンガなどの埋立ごみは、直接持ち込みになります。
- ・危険物：ガスボンベ、消火器、注射器などの医療廃棄物など
- ・適正処理困難物：ピアノ、タイヤ、バッテリーなど

④収集回数

- ・週1回（5月3日、4日、5日・12月29日～1月3日は除く）

⑤変更等の届出

- ・変更届出：転居、緊急連絡先など変更となったとき
- ・一時停止：転出、一時入院するとき
- ・廃止届：施設入所するとき
6ヶ月以上一時停止が継続するとき
対象者でなくなったとき